

「(仮称) スーパードラッグひまわり姫路材木町店 新築工事」に係る協議内容

1. 申出の内容

計画の名称	(仮称) スーパードラッグひまわり姫路材木町店 新築工事	
行為の場所	姫路市材木町 35-6、35-7	
申出者	住所	広島県福山市西新涯町2丁目10番11号
	氏名	株式会社ププレひまわり 代表取締役 梶原 聡一
代理者	住所	兵庫県姫路市南駅前町26番地
	氏名	大和ハウス工業株式会社 姫路支店 神保 桃子
設計者	住所	兵庫県姫路市南駅前町26番地
	氏名	大和ハウス工業株式会社 姫路支店 小林 幸平
都市計画の 地域地区等	(用途地域) 近隣商業地域 (その他) 法22条区域 (基準容積率) 400% (基準建ぺい率) 80%	
景観計画の 区域区分	姫路城周辺風景形成地域	
行為の期間	(着手予定日) 令和4年2月28日 (完了予定日) 令和4年6月30日	
行為の概要	種類	建築物
	用途	物販店舗
	行為区分	新築
	敷地面積	2,730.00 m ²
	建築面積	1,239.50 m ²
	延べ面積	1,188.00 m ²
	階数	地上1階
	構造	鉄骨造
	高さ	8.00m
	仕上材料	(外壁等) ①窯業系サイディング ②角波鉄板 (屋根) ③カラーガルバリウム鋼板
	色彩	(外壁等) 色相 N 明度 9.0 彩度 - (①・②) 色相 10R 明度 8.0 彩度 2.0 (①・②) 色相 7.8Y 明度 8.2 彩度 1.1 (①・②) (屋根) 色相 N 明度 3.7 彩度 - (③)
	屋外広告物	建植広告物 片面: 17.37 m ² (両面: 34.74 m ²) 壁面広告物 合計: 15.057 m ² (南面) 合計: 11.91 m ² (東面)

(昼間)



(夜間)



完成予想図

※この完成予想図は、協議の参考とするためデザイン事前協議申出書に添付されたイメージパースであり、確定した図面ではありません。

2. 協議の経過及び内容

- (1) デザイン事前協議の申出年月日
令和3年11月26日
- (2) 景観・広告物審議会デザイン部会の開催年月日
令和4年3月11日
- (3) 市の意見書の送達年月日及び内容
令和4年3月23日

〔市の意見〕

① 色彩について

外壁、壁面広告物及び建植広告物などの色彩について、協議内で出た意見を参考に変更の検討を行い、姫路城からの眺望、東側及び西側道路の沿道景観及び周辺景観との調和に配慮してください。

② 緑化について

計画地内の緑化について、芝生部分の一部に立体的な植栽を取り入れることや、壁面緑化の方法について、維持管理計画も含めて検討し、美しい周辺景観の演出に努めてください。

③ 外構について

目隠しフェンス、車止め用ポール及びチェーンなどの外構の色彩の変更や駐輪場の設置などについて検討し沿道景観に配慮してください。

(4) 事業者からの回答書の提出年月日及び内容

令和4年4月20日

[意見書に記載された事項に対する回答]

① 色彩について

外壁…N9.0 の部分を N8.0 に変更し 10R8/2 の明度を揃えることで、建物全体が調和し、周辺的环境に配慮しています。

壁面広告物…来店されるお客様が利用しやすいように文字の色彩を赤で計画をしています。既存店舗よりも色彩の範囲を最小限に抑え、赤色を使用する箇所は、基準値以内に抑えており、周辺の景観との調和に配慮しています。

建植広告物…店舗を利用されるお客様が分かりやすいように文字の色彩を赤や青で計画をしています。既存店舗よりも色彩の範囲を最小限に抑え、赤や青色を使用する箇所は、基準値以内に抑えており、周辺の景観との調和に配慮しています。看板側面及び支柱は既存店舗と比べてテナントイメージの赤色を無くしている為、周辺の景観に配慮していると考えており、現状のままとします。

② 緑化について

植栽…当該部分は高木を設置する施工スペースの確保が難しく、維持管理の観点からも芝貼りとします。

壁面緑化…樹種はヘデラのみですが、色見の異なるものを混ぜ、美しい周辺環境の演出に努めます。また施肥や誘引などで植栽の維持管理に努めることで、景観に配慮します。

③ 外構について

フェンスの色彩…設備機器周りは N8.0 の目隠しフェンスを設置し、キュービクル周りの目隠しフェンスは外して、キュービクルの色彩を外壁色と同等の N8.0 で計画することで、建物との統一感や景観に配慮しています。また、メッシュフェンスは既存利用し、塗装は、風化や劣化により景観が損なわれる為、塗装は行いません。

車止め用ポール…使用する色は景観に配慮し、白色に変更しますが、お客様同士や周辺住民との事故防止の為、本数は減らさず安全配慮を優先します。

駐輪スペース…店前に計画している為、美観を損なう事の無いように整理して運営しますが、台数が想定を超え、乱雑に置かれ、周辺景観を阻害する状況になれば、駐輪場の増設や駐輪ラックの設置を致します。

西面フェンス…市道に面することから壁面緑化防護と侵入防止の為、既存フェンスを利用しています。風化や劣化により景観が損なわれる為、塗装は行いません。

(5) 協議の終了年月日及び協議結果通知書の内容

令和4年4月26日

〔協議結果〕

① 色彩について

壁面広告物及び建植広告物については、既存店舗に比べ色彩の範囲を最小限に抑えているため変更は行わない。

外壁の白色部分については、明度を抑えることで、姫路城からの眺望、東側及び西側道路の沿道景観及び周辺景観との調和に配慮することが示された。

② 緑化について

立体的な植栽の設置については、検討を行ったが、維持管理の観点から設置が難しいため変更は行わない。

壁面緑化については、樹種の追加などは行わず、ヘデラの色味の違うものを混ぜて使用し、施肥や誘引などで維持管理に努めることが示された。

③ 外構について

フェンスの色彩について、設備機器周りは明度を外壁にあわせ、キュービクル周りについては、フェンスを外し、キュービクルを外壁色と同じ白色にすることで、景観への配慮が示された。ただし、既存のフェンスについては、塗装は行わずそのまま利用する。

車止め用ポールについては、安全配慮を優先するため、本数は減らさないが、白色に変更することで沿道景観への配慮が示された。

駐輪スペースについては、現状、ラック等の設置を行わないが、周辺景観を阻害することとなれば、設置することが示された。